

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>(清算資格の取得手続)</p> <p>第4条 業務方法書第11条第1項に規定する清算資格の取得手続は、 <u>DVP参加申請料の納入その他当社が必要と認める手続（同第10条第2項の規定により清算資格の取得の承認を行った場合には、当社が必要と認める手続）</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(清算資格の取得手続)</p> <p>第4条 業務方法書第11条第1項に規定する清算資格の取得手続は、 DVP参加申請料の納入その他当社が必要と認める手続とする。</p> <p>2 (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以降の当社が定める日から施行する。